





つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和6年11月15日(金) 第10250号

# ■ 目 次

	~->
告示	
○知事指定薬物の指定の失効 (薬務課)	2
○土壌汚染対策法による区域の指定 (環境保全課)	2
公告	
○建設業法第29条の2第1項の規定による公告(建設企画課)	2
○道路位置の指定(建築課)	3
落札	
○落札者等の決定(小児医療センター)	3

### ■告 示

## ◎群馬県告示第273号

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例(平成27年群馬県条例第27号。以下「条例」という。)第14条第1 項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年11月15日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 失効する知事指定薬物の名称
  - (1) N,  $N-\tilde{y}x+u-2-\{2-[(4-\eta)x+u\eta+u)\}$  y+u y-1 y-2 y-3 y-4 yミダゾールー1ーイル} エタンー1ーアミン(通称名Flunitazene、Fluonitazene) 及びその塩類
  - (2) N, N-ジエチル-2-{2-[(4-メトキシフェニル)メチル]-1H-ベンゾ[d]イミダゾールー 1-イル} エタン-1-アミン (通称名Metodesnitazene、Metazene) 及びその塩類
  - (3) 1 (ベンゾ「d] 「1, 3] ジオキソール-5-イル) -4-メチル-2-(ピロリジン-1-イル) ペ ンタン-1-オン(通称名MD-PiHP、MD-PHiP)及びその塩類
  - ーインダゾールー3ーカルボキシアミド(通称名ADB-5 Br-PINACA)及びその塩類
- 2 失効の理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第 145号)第2条第15項に規定する指定薬物に指定されたため。

- 3 指定が効力を失う日 令和6年11月16日
- 4 罰則の適用

この指定の失効の前にした行為については、なお条例の罰則を適用する。

### ◎群馬県告示第274号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されてい る区域を次のとおり指定する。

令和6年11月15日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 指定する区域 富岡市藤木900番1の一部
- 2 指定に係る特定有害物質の種類 土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の 基準に適合していない特定有害物質の名称 セレン及びその化合物

#### 公 告

次の建設業者については、営業所の所在地を確知できないので、建設業法(昭和24年法律第100号)第29 条の2第1項の規定により公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該建設業者から申出がないときは、同項の規定により当該建設業 者の許可を取り消す。

令和6年11月15日

群馬県知事 山 本 一 太

商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可年月日	許可番号
株式会社フリース タイルホーム	齋藤 修	高崎市菅谷町77-1 61		群馬県知事許可(般-4)第25508号

建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第42条第1項第5号の規定により、次のとお り道路の位置を指定した。

令和6年11月15日

群馬県知事 山 本 一 太

番号	指定に係る 道路の種類	指定に係る 道路の位置	指定に係る道路 の延長及び幅員 メートル	指 定 番 号 指定年月日
1	法第42条第1 項第5号に規定 する道路	北群馬郡吉岡町大字漆原字平原787-1	延長 34.90 幅員 6.00	群馬県指令前土第304-11 号 令和6年10月16日

### 落 札

次のとおり落札者を決定した。

令和6年11月15日

群馬県立小児医療センター院長 浜 島 昭 人

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 生体情報モニタ 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県立小児医療センター事務局経営課 群馬県渋川市 北橘町下箱田779番地
- 3 落札者を決定した日 令和6年10月23日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社栗原医療器械店前橋支店 群馬県前橋市荒牧町二丁目39番地7
- 5 落札金額 55,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和6年9月10日

毎週火、金曜日発行

群馬県 発 行

> 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 電話 027-223-1111